

令和8年度 宮城県犯罪被害者等支援審議会 議事録

日 時: 令和8年7月30日(木) 午後1時30分から午後2時50分まで

場 所: 宮城県行政庁舎18階 1802会議室

出席者: 審議会委員8人

大坂純、佐々木伊代、佐々木悦子、佐藤早織、菅原壽子、鈴木秀利、堀毛裕子、
八島定敏

議案等: 議事 会長、副会長の選任

議事 審議事項

宮城県における犯罪被害者等支援施策に関する年次報告について

議事 報告事項

宮城県における犯罪被害者等のための重層的支援について

議事の概要

○司会

只今より、宮城県犯罪被害者等支援審議会を開会いたします。開会に当たりまして、宮城県環境生活部長の石川よりあいさつを申し上げます。

○石川部長

本日はお忙しいところ、宮城県犯罪被害者等支援審議会に御出席いただき感謝申し上げます。また、皆様には、それぞれの立場から多大なる御協力を賜っておりますことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

本審議会は、4月から新たに3名の方に委員をお引き受けいただき、10名で2期目を迎えることとなりました。委員の皆様におかれましては、それぞれお忙しい中、委員をお引き受けいただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

昨年度の審議会では、新たな「第2期宮城県犯罪被害者等支援計画」について御審議いただきましたが、3月に策定の上、4月から運用を開始しております。

その計画では、複数の機関による「重層的支援」を新たに盛り込んでおりますが、5月に開催した「宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会」では、各構成機関・団体等と連携して「重層的支援」を行っていくにあたり、被害に遭われた方や、その御遺族の方の生の声を聴くことは極めて重要であることから、2019年に発生した池袋暴走事故の被害者遺族である松永拓也さんをお招きし、御講演を頂いたところです。

県といたしましては、今後とも、連絡協議会をはじめとした関係機関との連携体制を活かしながら、支援の充実に努めてまいりますので、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、連絡協議会の構成機関・団体等が、令和7年度に行った支援施策の年次報告について、御審議いただきます。

また、報告事項として、先ほどお話しした「重層的支援」の具体的な運用方法について、現在の検討状況を御報告いたします。

なお、こちらにつきましては、11月に開催予定の「県民のつどい」において、関係機関の間で協定締結式を執り行う予定としております。

委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会

本日は、10名の委員中、8名の方に御出席をいただいております。過半数を超えておりますので、宮城県犯罪被害者等支援審議会運営要領第2条第2項の規定により、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

次に、本会議は、県の情報公開条例第19条の規定により、原則公開となります。ただし、令和6年度の第1回審議会における決定により、議事に不開示情報が含まれるような場合に限り、同条例の規定に基づき、委員の3分の2以上の多数で決定した場合は、非公開とするという扱いとさせていただいております。本日、事務局といたしましては、議事に不開示情報は含まれていないという認識であることから、公開として進めさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(委員からの異議なし)

○司会

次に、本審議会の役割について御説明させていただきます。本審議会は宮城県犯罪被害者等支援条例に基づいて設置されており、条例の基本理念にのっとり、支援計画及び犯罪被害者等のための施策の重要事項を審議することが、その役割となっております。

(出席委員による自己紹介)

(事務局紹介)

○司会

それでは、議事の「会長・副会長の選任」に入らせていただきます。

本日は、委員改選後、初めての審議会となりますので、初めに、新たに会長、副会長の選出を行っていただきます。

会長及び副会長選出までの間、環境生活部長の石川が仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○仮議長（石川部長）

それでは暫時仮議長を務めさせていただきます。会長及び副会長の選任につきましては、条例第23条第5項の規定に基づき、委員の互選により定めることとなっております。会長及び副会長についてどなたか御推薦などはございますか。

○八島委員

事務局案があればお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○仮議長（石川部長）

ただいま、事務局案とのお声がありましたが、事務局はいかがでしょうか。

○事務局

事務局としましては、前期から引き続き、会長に佐々木悦子委員、副会長に大坂純委員にお願いしたいと思います。

○仮議長（石川部長）

ただいま、事務局から、会長に佐々木悦子委員、副会長に大坂純委員という案が出ましたが、皆様いかがでしょうか。

（委員からの異議なし）

○仮議長（石川部長）

それでは、会長に佐々木悦子委員、副会長に大坂純委員を選出させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、私はこれを持ちまして仮議長の役目を終えさせていただきます。皆様、御協力ありがとうございました。

○司会

それでは、ただいま選出されました佐々木会長及び大坂副会長から御挨拶を頂戴したいと思います。

○佐々木悦子会長

今回、再び会長を務めさせていただくことになりました。宮城県では、法律ができるよりも前に犯罪被害者支援条例を制定して、先進的に犯罪被害者支援を進めてまいりました。当初は様々な県からお問い合わせをいただくなど、先進的に進めてきたつもりでございましたが、この頃は、犯罪の在り方も形も随分変わってきて、ネット犯罪であったり、組織的な犯罪であったり、それに応じて被害者の方にも様々な変化があるのではないかと思います。宮城県は先進的に犯罪被害者支援を進めていけているのかと、この頃少々反省の気持ちを抱き始めているところでございます。

委員の皆様の様々な御立場からの御知恵をいただいて、宮城県の犯罪被害者支援について、全国で最も進んだ、皆様の心に行き届くような支援をできるような形に進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大坂副会長

副会長として、会長と共に、微力ながらお手伝いをさせていただきたいと思います。先ほどの部長の御挨拶の中にもございましたが、重層的支援ということが今日の議題にあります。その中で、特に重要なのは「共創」という考え方だと思います。これまで主管課が公安委員会にあって、令和6年度から環境生活部に移りました。

これから重層的支援を行う際には、これまでの宮城県で作り上げてきた経過を踏まえ、官民

問わず、県民の皆様と犯罪被害者等支援のことについて、共に創るという思想のもとに、重層的支援ができればと願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

それでは、議事にまいります。ここからの議事につきましては、条例第 23 条第 6 項の規定により、会長に議長をお願いしたいと存じます。佐々木会長、よろしくお願いいたします。

○佐々木悦子会長

それでは、議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議事の審議事項、『『宮城県における犯罪被害者等支援施策に関する年次報告』について』、事務局から御説明をお願いします。

○事務局

それでは、『『宮城県における犯罪被害者等支援施策に関する年次報告』について』、説明申し上げます。

内容の説明に入ります前に、年次報告について、御説明します。本年次報告における令和 7 年度の支援施策実施結果については、令和 7 年 3 月に策定した単年度計画である第 1 期宮城県犯罪被害者等支援計画に則っております。

県では今年 3 月に、国で策定された「第 5 次犯罪被害者等基本計画」に合わせ、5 年間の計画期間とする新たな「第 2 期宮城県犯罪被害者等支援計画」を策定いたしました。新たな計画の概要については、参考資料 1 のとおりであり、本体については、参考資料 2 のとおりですので、後ほど御確認いただければと思います。

年次報告は資料 1-2 としてとりまとめ、本日の説明では資料 1-1 の概要版を使用いたします。

それでは、資料 1-1 の説明にまいります。

基本目標 1 は、「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」でございます。

「基本的施策 1 安全の確保」として、日本司法支援センター宮城地方事務所では、殺人、傷害、性犯罪事件などの犯罪被害者が、国選被害者参加・日弁連犯罪被害者法律援助、犯罪被害者等法律援助などを利用して弁護士による相談や支援を受けられるよう、犯罪被害者支援の経験・理解のある弁護士の紹介を行いました。

犯罪被害者等法律援助については、令和 7 年度に新たに開始された制度となっております。

なお、「第 12 条」は条例の条文番号でございます、以下同様でございます。

「基本的施策 2 保健医療サービス及び福祉サービスの提供」として、県では、一時保護となった被害者等のうち自立に向けて継続的な支援が必要な者について、女性自立支援施設への入所措置を行い、施設間の連携に努めました。

実績としては 19 件、うち DV に係るものが 12 件でございます。

次に、基本目標 2 は「損害回復・経済的支援等への取組」でございます。

「基本的施策 3 居住の安定」として、県では、緊急で現住所を離れる必要がある犯罪被害者世帯からの相談に応じ、即時入居可能な県営住宅を紹介し、転居に繋げました。

実績としては 1 件でございます。

「基本的施策 4 雇用の安定」として、宮城労働局では、企業等に対し、「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」の導入事例集や、「働き方・休み方改善ポータルサイト」などを活用し、普及に向けた周知啓発を行いました。

「基本的施策 5 損害賠償の請求に関する支援」として、仙台弁護士会では、仙台地方検察庁、宮城県警察及びみやぎ被害者支援センターからの弁護士取次依頼を受けて、仙台弁護士会犯罪被害者サポートセンターにおいて、犯罪被害者等に対する弁護士選任支援を行いました。

実績としては 26 件でございます。

「基本的施策 6 経済的負担の軽減」として、県では、殺人などの故意の犯罪行為により亡くなった方の御遺族、または重症病を負った犯罪被害者に対し、経済的負担の軽減を図るための見舞金を支給しました。

実績としては遺族見舞金、重傷病見舞金合わせて 29 件、330 万円でございます。

本年次報告においては、県及び仙台市の実績のみの記載となっておりますが、見舞金制度は県内全市町村において、運用されております。

なお、給付にあたっては、県内全ての市町村において、要件を満たせば県との併給を可として取り扱っているところです。

次に、基本目標 3 は「支援等のための体制整備への取組」でございます。

「基本的施策 7 相談及び情報の提供等」として、みやぎ被害者支援センターでは、宮城県委託業務「性暴力被害相談支援センター宮城(けやきホットライン)」を継続運用しました。

実績としては、相談員 26 名体制で、計 845 件を取扱いました。内訳としては、電話相談 575 件、メール相談 51 件、来所・面接相談 60 件、直接支援 159 件でございます。

「基本的施策 8 民間支援団体等に対する支援」として、宮城県警察では、みやぎ被害者支援センターの財政基盤の強化のため、寄附型商品の各種広報活動を積極的に行いました。これは、令和 7 年度新規の取組です。みやぎ被害者支援センターの寄附型商品の取組については、後ほど、基本的施策 13 で御説明いたします。

「基本的施策 9 人材の育成」として、仙台地方検察庁では、仙台弁護士会、宮城県警察、みやぎ被害者支援センター及び県との五者により、「犯罪被害者支援に関わる各機関による意見交換会」を実施し、各機関の取組状況の共有、事例報告及び意見交換を行いました。意見交換会は令和 3 年度から実施しておりますが、県が出席したのは令和 7 年度が初めてとなっております。

「基本的施策 10 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援」として、宮城県警察では、性犯罪に関し、警察への被害申告を躊躇している被害者が直接医療機関を受診した際に、医師等が証拠資料を採取するための「性犯罪証拠採取キットの整備」を継続運用しました。

「基本的施策 11 県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援」として、宮城県警察では、県民が県外において事案に巻き込まれた場合に早期に対応すべく、通常業務や各種研修会等を通じて、他都道府県警察犯罪被害者支援室との関係構築を図るなど、連携を強化しました。

次に、基本目標 4 は「県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」でございます。

「基本的施策 12 学校における教育の実施」として、仙台市では、法務省人権啓発活動地

方委託事業を活用し、DV、デートDV、性暴力等を防止啓発するためのリーフレット等を作成し、配布しました。

実績としては、デートDV防止啓発リーフレットは17,000部作成し、市内中学校、高等学校等に配布しました。また、性暴力防止啓発チラシは11,000部作成し、市内小学校等に配布しました。

「基本的施策13 普及啓発」として、県、みやぎ被害者支援センター、宮城県警察では、仙台市内において、「犯罪被害者等支援広報パレード」を開催し、ウェットティッシュ、リーフレット等を配布しました。これは、令和7年度新規の取組です。

また、先ほど基本的施策8で御説明した寄附型商品について、みやぎ被害者支援センターでは、宮城県警察と連携し、県内企業の商品等を「犯罪被害者支援商品」に指定し、売上金の一部をみやぎ被害者支援センターに寄付する仕組みを構築するとともに、取扱店証の交付や商品へのシール表示を通じて、企業の社会貢献活動を促進するとともに、犯罪被害者等支援に対する社会的な関心を高める啓発活動を推進しました。こちらも、令和7年度新規の取組です。

最後に、「基本的施策14 調査研究」として、県では、警察庁による「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する調査」の取りまとめを行うことにより、各市町村の犯罪被害者等支援の現状の把握を行いました。

以上が、資料1-1の説明でございます。資料1-2では、資料1-1で御紹介した施策のほかにも、宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会の各構成機関・団体等が取り組んだ実績を盛り込んでおります。年次報告の説明は以上でございますが、「参考資料4」を御覧ください。こちらは、委員の皆様から事前にいただいていた御意見等ございまして、年次報告に関する御意見等につきましては、No.1から5のとおり、八島委員、菅原委員から御質問をいただいております。

頂いた御質問とその回答につきましては、資料の記載のとおりでございますので、御確認いただければと思います。

また、参考資料2の第2期計画についても、資料のNo.9から12のとおり、八島委員、菅原委員から御質問をいただいております。

こちらにつきましても、頂いた御質問とその回答につきましては、資料の記載のとおりでございますので、御確認いただければと思います。

なお、本報告書につきましては、5月29日に開催いたしました連絡協議会において、各構成機関・団体等から承認を頂いており、本審議会で御審議頂いた後、条例に基づき、9月の宮城県議会へ報告する予定でございます。

本議事についての説明は以上でございます。

○佐々木悦子会長

ただいま事務局から説明がありましたが、この説明について何か御質問・御意見等はございませんか。

○八島委員

参考資料4のNo.9について、私の質問の趣旨を御理解いただいたかどうか、確認させていただきます。

「意義」の用法について、私が調べた限りにおいては、意味というものに価値観を持たせたものになると書かれていました。事務局の回答では、「本文における「意義」については、言葉の意味及び概念の範囲を指しております。「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」が何を指すのかという意味の記述であり、続く本文で解説しているものです。」とありますが、これでは少し分かりにくいです。

参考資料 2、第 2 期計画の 2 頁には、「支援条例に規定する「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」の意義については」との記載があります。犯罪や心身に影響を及ぼす行為に意義があるのかと私は申し上げたかった。ですから、「意義」で良いのかと指摘したものです。

続く本文において、「「犯罪」とは、云々の行為をいいます。」、「「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、云々の行為をいいます。」、「犯罪等の種別によらず対象に含みます」といったことを解説しているのであれば、指摘箇所の説明は「「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」の「意味」については」という記載の方が良いのではないかと思います。敢えて「意味」ではなく、「意義」にしていることに違和感があるという趣旨で質問させていただいたものです。

○事務局

「意義」の用法につきましては、第 1 期計画から文言は変更しておらず第 2 期計画でも、同様の使い方をさせていただいておりますが、何故このような使い方をしているのかを確認したところ、元をたどると、条例第 2 条第 1 項において、同様の使い方がされており、それに倣って、このような表現にしたのではないかと思います。

現在の計画は今年策定したものでございますので、御意見につきましては承りつつ、「意義」の用法については、次期計画の策定の際に改めて検討させていただければと考えております。

○堀毛委員

確かに、条例は法律の用語として「意義」という言葉の使い方が独自にあるのかもしれませんが、それはそれとして、この計画というのは別に法律の条文ではなくて、広く県民の皆様にお知らせするためのものだと思います。そうであるならば、計画内の文言には、一般人が使う言葉の意味を使わなければ誤解を招くと思います。まさに被害者の方々が「犯罪行為の意義」といった言葉を使われた時に、どんなお気持ちになるかということも考えますと、同じことを言っている、目的に応じて違う言葉を使うということがあって良いのかなと思います。

○佐々木悦子会長

犯罪被害者の視点からいえば、もっともな御意見かと思っておりますので、次期計画の策定時に御検討いただければと思います。

○菅原委員

私が質問させていただいた参考資料 4 の No.4、リーフレット等の配布の方法についてはどうでしょうか。

「デート DV 防止啓発リーフレット」及び「性暴力防止啓発チラシ」の配布方法ということで、

「性暴力防止啓発チラシ」についての配布先としては、「市内小学校等」とだけ書かれていました。

参考資料 4 の回答によれば、「小学 6 年生に配布されており、対象児童が十分に理解できる内容であると認識しております。」との記載があり、それならば私も納得できますが、その説明がなければ、小学校低学年から配布されているのかと思い、少し心配しておりました。

自分の体や性についての十分な認識の得られないまま、急にそういったチラシを受け取って、逆にマイナスな影響が起こるのではないかといったことを心配しましたので質問させていただきました。

それから、「配布方法については、送付を受けた学校に一任されております。」ということですが、こちらについては、一任は不安かと思います。やはり、小学 6 年生に限定して配布するにしても、配布する意味や、自分でしっかり SOS を出せるようにといった、先生方からの分かりやすい説明を添えた上での配布ということを念頭に入れてもらえれば良いと思います。

○事務局

こちらの回答につきましては、前段のほうは仙台市の事業でございますので、仙台市に確認して回答を作成しております。

お話しいただいた配布方法の御意見につきましては、仙台市にお伝えしまして、何らかの配慮をしていただきたいということで、我々から働きかけをさせていただきたいと思います。

○佐々木悦子会長

確かに、昨今、性教育が非常に後退しておりまして、例えば、中学校では性交という言葉にも一切触れないという性教育になってきておりますので、なかなか難しい部分があると思います。

一方で、漫画やインターネットに溢れる情報を信じている子供たちがいるけれども、教育現場では命を大切にする教育をするといった形になってきて、なかなかその辺難しいものがあると思います。

おそらく、リーフレットは配布を依頼したとしても、どのように配布されるかについては、学校の判断で変わってくるのではないかと思います。教育現場、とりわけ性教育に関しての実情は厳しくなっていると思います。

それでは、事務局からの報告について、他に御意見、御異議はございますか。

(委員からの異議なし)

○佐々木悦子会長

ないようですので、次の議事に入りたいと思います。

議事の報告事項「『宮城県における犯罪被害者等のための重層的支援』について」、事務局から御説明をお願いします。

○事務局

それでは、「『宮城県における犯罪被害者等のための重層的支援』について」、説明申し上げます。

本件につきましては、昨年度の審議会において、「宮城県における犯罪被害者等のためのワンストップ支援」として、その概要について説明させていただきましたが、今回新たに委員に御就任された方もいらっしゃるほか、当時の内容から変更となっている点もございますので、再度、概要から説明させていただきます。

これより御説明する「宮城県における犯罪被害者等のための重層的支援」につきましては、新たに策定した「第 2 期宮城県犯罪被害者等支援計画」において、新たな施策として盛り込んだ「重層的支援に向けた支援体制の構築」という施策を具体化するものとなっており、具体的には、県、市町村、警察、犯罪被害者等早期援助団体のほか、必要と認められる機関・団体が参画する会議体を構築し、被害直後から犯罪被害者等のニーズに応じた途切れない支援を行うというものです。

ただいま申し上げた「会議体」が既存の連絡協議会と異なるのは、一般的な情報共有や事業承認などではなく、個別具体的なケースを検討するケース会議であるという点です。例えば、生活支援については、これまでも連絡協議会の枠組みなどを活用し、県警察などが関係機関や居住地の市町村につなぐ支援を行っておりましたが、重層的支援では、市町村も含む各機関が集まり、漏れが生じないような支援を検討するというものです。

それでは、資料 2-1「宮城県における犯罪被害者等のための重層的支援【イメージ図】」を御覧ください。

こちらの資料は、現在検討を進めている重層的支援の枠組みで、犯罪被害者等が支援を受ける場合の流れを図式化したものになります。

図の左上、①のうち、内側の①を御覧ください。この枠組みにおいて、支援の端緒となるのは、県、県警察、被害者支援センター、仙台市が関係する事案の場合は仙台市のいずれかの「対応機関」に対する相談や被害申告です。

昨年度の時点では三者の予定でしたが、連絡協議会の枠組みに仙台市が参画していることや、これまでの試行の実績などにより、仙台市が関係する事案が多く見込まれることから、仙台市にも参画していただく運びとなりました。

対応機関である四者以外の機関に相談等があった場合には、外側の①のように、その機関が必要に応じて対応機関につなぐことを想定しております。

次に、図の②において、対応機関である四者のいずれかの機関が面談を行い、犯罪被害者等の状況やニーズを把握するためのアセスメントシート等を作成します。その際、③のとおり重層的支援に係る同意を書面でいただきます。

重層的支援の対象となる事案や支援対象者につきましては、資料の裏面を御覧ください。

対象事案としては、丸の 1 つ目として殺人、強盗致死傷、性犯罪、逮捕・監禁、略取・誘拐、傷害致死又は全治 1 か月以上の傷害、丸の 2 つ目として交通死亡事故、全治 3 か月以上の傷害を負った交通事故又は危険運転致死傷、丸の 3 つ目としてその他、対応機関である四者が重層的支援を必要と判断した事案としています。

支援対象者としては、丸の 1 つ目を「犯罪被害を受けた時に県内に住所を有していた者又は居住していた者」としています。

丸の 2 つ目は、「犯罪被害を受けた後に県内に住所又は居住地を移転した者又は移転しようとする者」としています。こちらは、犯罪被害を受けたことをきっかけに県内に転居してきた方を想定していますが、この場合、全国的に同様の多機関ワンストップサービス体制が整備されつつありますので、転居元の都道府県と連携し、転居の段階から本県における支援をスムーズ

に受けられるようにします。

丸の 3 つ目は、「県内で発生した事案により被害を受けた県内に住所又は居住を有しない者」としていますが、こちらは、死傷者多数事案が県内で発生した場合を想定しています。

イメージ図の説明に戻ります。再度表面を御覧ください。

②、③のところで、面談等の実施により、支援対象になり得る方が重層的支援を希望した場合には、最初の相談先となった対応機関が、他の対応機関全ての同意を得た上で、図の⑤のとおり、県が支援調整会議を開催します。

図の右下のとおり、支援調整会議は基本的に県共同参画社会推進課、県警犯罪被害者支援室、みやぎ被害者支援センター、対象者が居住する市町村の四者を必須機関とします。事案毎に、連絡協議会の構成機関や、その他の支援機関の参加が必要であると判断した場合は、対応機関全ての同意を得て、県から参加依頼を行います。

支援調整会議では、迅速な計画作成のため、図の左下の④で、最初の相談先となった対応機関が、予め作成した支援計画書の原案を基に、実際に行う支援内容や支援の時期などについて協議を行います。

協議の結果、図の⑥のとおり、正式な支援計画書を県が作成し、⑦のとおり、支援計画書に記載した支援を実施する市町村、連絡協議会構成機関等を含む「支援所掌機関」に対し、支援の提供、進捗状況の確認、フォローアップについての依頼を行います。

支援は、図の⑧のとおり、四者が行う支援のほか、図の⑨のとおり、支援所掌機関それぞれにより実施されることとなります。支援の状況については、各支援所掌機関が図の⑩のとおり県に報告することとし、支援が確実に行われているかどうかを県が把握します。

このような方法により、関係機関の支援を県が一元的に調整・把握することができます。また、被害者等が各機関に問い合わせをする度に、被害内容を申告するという負担を軽減し、二次的被害を与える可能性を減少させることや、被害者等本人が把握していない支援についても、漏れなく提供することができると考えております。

今回の方針は、警察庁が、有識者検討会の提言を踏まえ、都道府県に対し、関係機関・団体で構成される会議体を設け、ワンストップ支援を実現することを求めていることを具体化するものでもあります。県としては、今回御説明した支援体制が、日頃、県警察や支援センターが犯罪被害者等の支援に尽力されているという現状に即した方法であると考えております。

資料 2-1 の説明は以上となります。

続いて、資料 2-2「宮城県における犯罪被害者等のための重層的支援【具体例】」を御覧ください。

こちらの資料は、重層的支援の枠組みが、実際の事案においてどのように機能するかを示す具体例です。

仮想事例の概要としては、X 市に住む 20 代女性が、知人により殺害される事件が発生したというものです。被害者は夫とは離婚しており、被害当時は小学生の娘と 2 人暮らしであり、Y 市に住む被害者の両親は娘を引き取ることを希望しているというものです。

本事例において、関係機関がどのように連携して、御遺族の支援にあたるのかを時系列で示しており、支援のプロセスは、本資料の一番下に記載のとおり、「初期対応」、「重層的支援段階」「個別支援段階」の 3 つの段階を経て進行します。

まず、「初期対応」として、端緒となった県警察が、被害者の御遺族からの同意を得たあと、県へ情報提供が行われます。この段階で、県警察は捜査や被疑者の逮捕を進めるとともに、

御遺体搬送時の付添、被害者宅や葬儀等における部外者対策、弁護士選任依頼などを行います。また、後の支援調整会議に向けた「支援計画書案」の調製も担当します。

本事例においては、御遺族のニーズに基づき、県警察が仙台弁護士会に対し、弁護士の選任依頼を行い、仙台弁護士会は、依頼に基づき弁護士選任を行います。

なお、本事例における弁護士選任のように、各機関は会議の開催を待たずに先行して必要な支援を行うことができ、実施済みの支援内容は後の支援調整会議で共有されます。

続いて、「重層的支援段階」として、県が支援調整会議を開催します。会議の開催は事件発生後 1 週間以内に行うことを想定しております。

会議には、対応機関である県、県警及びみやぎ被害者支援センターの三者と、支援対象者が居住する市町村である X 市、小学生の娘が Y 市へ転居することがある程度決定している場合は Y 市も含めた機関が必須機関として参加します。

さらに、対応機関の判断により、支援計画書案の調製段階で、支援調整会議への出席が必要と見込まれる関係機関に対し、県から参加依頼を行います。

支援調整会議では、「重層的支援段階」の枠に列挙したような支援内容について検討しますが、本資料に記載した支援内容は本事例において、全て適用されるわけではありません。

各支援内容には、支援対象者の状況や居住地により、個別の要件があり、事例によっては適用されないケースもあることから、支援調整会議では、これらの支援内容の適用の可否についても検討しながら、支援計画書の作成を行います。

支援計画書の作成後は、対応機関から、支援所掌機関に対し、支援の提供依頼が行われ、各機関によって支援が提供されますが、支援計画書に基づいて行われる重層的支援が終了したあとも、必要に応じて、図のとおり、各機関は必要に応じて個別の支援を継続して行います。

犯罪被害に遭われた方々や御遺族の方々は、居住、経済問題、精神的ケア、子どもの教育など、複合的かつ多岐にわたる課題に直面します。本事例が示すように、対応機関を軸としながら、市町村や関係機関が支援調整会議を通じて緊密に連携・役割分担を行うことで、犯罪被害者等に途切れのない重層的な支援を提供することができると考えております。

資料 2-2 の説明は以上となります。

そのほか、昨年度までに審議会においていただいた、重層的支援に関する御意見と県の考えにつきましては、「参考資料 3」において併せて記載しておりますので、御確認いただければと思います。

また、「参考資料 4」について、重層的支援につきましては、No.6 から 8 のとおり、菅原委員、佐藤委員から事前の御質問をいただいております。

なお、資料にはございませんが、今後の進め方について、御説明します。今後、関係機関と協議を継続し、関係機関との協定締結をもって運用を開始したいと考えております。

また、冒頭の部長挨拶でもお話させていただきましたが、協定の締結にあたっては、11 月 11 日(水)に日立システムズホール仙台で開催される「犯罪被害者月間「県民のつどい・公開講演会」」において、協定締結式を執り行う予定としております。

協定締結後は、11 月 13 日(金)に支援調整会議の出席想定者とともに、想定事案を基にしたシミュレーション訓練等の研修会を警察庁と共同で開催する予定としております。

今後も関係機関との連携を一層深めながら、より効果的な支援に資するよう努めて参りたいと考えております。

報告事項についての説明は以上です。

○佐藤委員

役所での手続きというのは様々あると思いますが、私の時は役所の中の各課を1人で回らなければなりません。当時は本当に制度も何もありませんでした。私の場合、亡くなった息子は2人目で、お腹の中の子が3人目だったのですが、役所の方に「お腹の中の子は、2人目が亡くなっているの、2人目になります。3人目ではないです。」と言われました。

現在、同様の状況になった場合は、1人の方が担当してくれて、一緒に回ってくれるのでしょうか。

○事務局

御説明した内容については、正式には11月から開始予定としておりますが、試行という形で昨年度、令和7年度からやってきております。これまでに数件取り扱った案件がございますが、その中の1つに、他市町村に転居するような事例がありまして、その際は、役所内の個室を用意していただき、犯罪被害者等の方にそちらに来ていただいて、関係課がその部屋を出入りするような形で支援をさせていただいた例もありますので、御負担をおかけしないという意味では、今後、そういった事例があった場合にも、同様の形で対応していきたいと考えております。

○菅原委員

私が参考資料4のNo.6で質問させていただいた重層的支援のイメージ図(資料2-1)について、図の左側において、対応機関(四者)のところの仙台市に※印がついていて、「支援対象者が仙台市に關係する場合のみ対応機関になる」と書かれています。敢えてそういった※印を付けてまでこの四者の中に仙台市が組み込まれているのかについて納得がいきません。

図の右側の支援調整会議を見ていただくと、必須機関の中に市町村が入っています。左側の対応機関の四者と右側の支援調整会議における市町村がどう違うのかというところが疑問です。

これらを統一して、対応機関の四者の1つを市町村とすれば済む話だと思うのですが、何故敢えて仙台市のみが対応機関に属するのかが分からなかったので事前質問させていただきました。

○事務局

回答は参考資料4に記載をしたとおりではあるのですが、対応機関に仙台市が入っていることにより、最初の面談の実施といった対応などを仙台市も行うことになります。記載した内容以外のことで言いますと、仙台市はある程度組織体制がしっかりしていることに加え、犯罪被害者等支援の担当者もおります。そういった背景もありまして、仙台市の方で積極的に対応をいただけるという話もいただきましたので、この度、対応機関として入っていただくことになりました。

その他の理由につきましては、連絡協議会の構成機関に市町村では仙台市のみが加入いただいていることも挙げられます。支援センターとの関わりなども、これまで密にしているところがございますので、他の市町村とは分けて考えさせていただいた上で、仙台市にも御了解の上、現在はお示した枠組みになっております。

○佐々木悦子会長

おそらく全ての市町村において条例ができて、犯罪被害者等支援に対応するようになってき

て、体制整備としては徐々に進んではいるのですが、仙台市以外の市町村で、対象事案が起こった場合に、面談等の対応ができる人材が十分でない場合もあるということを想定されているのではないかと印象を受けます。

つまり、お住まいの市町村の犯罪被害者等の支援体制について、条例はあるけれども、即時的な対応ができる体制にない場合もあったり、様々な事情により対応機関としてのレベルまでの対応はできなかつたりするということがあるのではないかと気はいたします。そういった場合は、県がそれを補う役割を担うことができるのではないかと気もしますが、事務局で何かありましたら、いかがでしょうか。

○事務局

まさに今お話しいただいたとおりでございまして、対応機関に全ての市町村を入れるというのは、各市町村の対応という面で難しいところもあることから、先ほど申し上げた理由を持って、まずは仙台市の方で対応をいただける部分があるということで、入れさせていただいております。

仙台市の案件につきましては、支援調整会議の前から四者で対応いたしますが、その他の市町村における案件につきましては、基本的には仙台市を除く三者で対応することになります。仙台市の案件につきましては、仙台市が中心になって対応をいただける場面があるというところで、この度、対応機関に入れさせていただいております。

こういったことも含め、実際に運用してみないと分からないところもあるかと思います。各都道府県においても、様々な悩みながら運用していると伺っていますので、まずは、今回お示した形で進めさせていただきたいと考えております。

実際に運用していく中で、修正などが必要な部分が出てくるかと思っておりますので、その際は、柔軟に対応していきながら、事務局といたしましては、常に、真に被害者等に寄り添った支援につながるように考えていきたいと思っております。

○大坂副会長

資料 2-2 について申し上げます。逆三角の 2 つ目のところで、「重層的支援は、被害者等の状況の変化に応じて、多機関が継続的、柔軟に支援を調整していく「伴走支援」の枠組み」で、「心理的な寄り添いや個別の支援施策は各機関が担う。」と書いてあります。これがすごく良いことだと思っていて、資料 2-1 だけを見ているとどうしても硬くなるお話で、このイメージ図のとおりにならなければいけないと感じてしまうと思うのですが、重層的支援というのは、基本的には柔軟性がなければいけないということと、臨機応変にしていこうということがとても重要ですので、この辺について、資料 2-2 で補足していただいたので安心しているところです。

1 つ要望があるとすれば、重層的支援の肝は、様々な機関が関わる一方で、通り一遍の引き継ぎ、つまり文書のみで通り一遍に行うのではなくて、これまで被害者等の方と築いてきた関係性を壊さない形で引き継げるかということは非常に気になる点だと思います。

その辺については、これまでの県警支援室やみやぎ被害者支援センターの経験の積み重ねがたくさんあると思いますので、そういったものをこの枠組みでも上手に活用していただけると上手いくのではないかと思います。

宮城県はそういったところを大切にすることで始まった犯罪被害者等支援ですので、そういったところを是非失わないようにしていただければと思っておりますが、今回の 2 つの資料で、私は安心しているということを申し上げます。

○鈴木委員

それぞれの委員の御意見への回答などもお聞きしながら、やはり、今お話のあった伴走支援がしっかり対応されるべき点であると思います。先ほど佐藤委員からお話いただいたとおり、役所に行って、「こちらではないので向こうの方に行ってください。」というような、そういった対応をされてしまうと、被害者等の方が非常に大変な状況になるかと思います。

現在は、事務局からお示いただいた例のように、1 つの部屋で、一連の手続きを一括して対応できるような体制で支援を行っているということですが、そういったことを含め、手厚い対応を進めていくということが大切であると感じました。

○佐々木伊代委員

私も鈴木委員からお話が合った伴走支援が一番大切であるという印象を受けました。資料 2-2 に「心理的な寄り添いや個別の支援施策は各機関が担う。」との記載がありますが、心理的な寄り添いの部分が大変難しいのだと思います。

各機関がそれぞれ担当している部分を見ていくとなると、何回か違う方と様々なお話をすることに対して、被害者の方にとっては負担になるかと思います。

1 人の担当の方を決めて支援を行うというのはなかなか難しいことだとは思いますが、そういった中でも、心理的な寄り添いの部分の伴走支援ができれば良いという印象を受けました。

○佐々木悦子会長

大坂副会長が触れてくださったように、みやぎ被害者支援センターは極めて伴走型で、立場の違う弁護士、臨床心理士、あるいは社会福祉士の方など、様々な職種の方と連携を取りながら、寄り添って支援を行ってきたという歴史がございますので、今回、それが制度として、県を中心とした大きな枠組みができるというような状況かと感じております。

一方で、制度がしっかりしてきた結果、今度は利用する敷居が高くなっていくということがないように、是非お願いしたいと思います。敷居は取り払って、より多くの方を受け入れてくださるような形になると良いと思っております。

それでは、他に御意見がないようでしたら、報告事項は以上とさせていただきます。

続いて、「その他」ということでございますが、せっかくの機会ですので、犯罪被害者等支援に関しまして御意見等がございましたらお願いします。

○佐藤委員

犯罪や交通事故の被害は、被害者本人や親のみならず、そのきょうだいや子供たちの人生にも大きな影響を与えています。幼い子供であれば、自分の気持ちを言葉にすることも難しく、周囲から「小さいから分からないだろう。」とか「大丈夫だろう。」という風に思われてしまうことも少なくなく、成長と共に悲しみや形を変えて現れることもあります。

例えば、私の娘は、「生まれた時に既に遺族と呼ばれる環境の中で育った。」と大きくなってから私に言ってくれました。自分の意思とは関係なく、最初からそういった遺族という立場を背負いながら成長していく子供たちもいるということを知ってほしいということです。

私自身の経験として、子供たちが生まれてから幼稚園から小学校、小学校から中学校、中学校から高校と、申し送りもされずに、学校を休むということもその都度、私が学校に行って説明をしていた時期がありました。子供が 2 人、後から生まれましたが、説明しなければならないこと

も理解してもらえないことがあり、とても辛く、負担に感じていました。

また、娘の子供たち、つまり私の孫たちですが、娘自身が不安定な時期があったため、学校や関係機関に対しても私が事情を説明する場面が多くあり、家庭の中だけでは抱えきれない問題も多くある中、支援や情報の引き継ぎが十分でないため、家族がその役割を背負わなければならない状況でした。

私の娘はお腹の中にいる時にきょうだいを亡くし、そのきょうだいに会うことはなくて、それでもその出来事が娘の中ではとても大きかったということで、自分は看護師という道を選ぶきっかけにもなりましたが、そこに至るまでの過程で学校生活や周囲の子供たちとの関係のなかでも、私の知らないところで多く傷ついてきましたし、その時も支援はありませんでした。

現在は既に支援のある世の中ですが、それでも相談する場所も分からず、どうしたら良いか分からず、私にも言えずにずっと泣いて育った時期もあると伝えてくれました。

宮城県として、きょうだいや子供たちを支援の対象としてどのように考えているのか。今後、重層的支援の中で年齢や成長段階に応じた心理的支援や、学校関係機関との連携を強化して、きょうだいや子供たちにも切れ目のない支援の場を広げてほしいと思います。

○事務局

被害者、御遺族の中でも、お話いただいたように、きょうだいまで影響が及ぶようなケースが当然あるかと思いますので、そういった被害に遭われた方々の実態も踏まえながら、頂いた御意見も踏まえて、しっかり支援にあたれるように、本日説明させていただいた重層的支援の運用に努めてまいりたいと思います。御意見いただきありがとうございます。

○佐々木悦子会長

本当に貴重な御意見をありがとうございました。また、お気づきのことがございましたら、私たちに教えていただければと思っております。

佐藤委員にお話いただいたことは、支援センターにおいて、これまでも経験があるのではないかと考えております。一方で、まだまだ周知が足りなかったり、関わる機関によって上手に繋がっていないかったりといったことがあるかもしれませんので、そのようなことが起こらないようにしていただければと思います。

支援センターは、決して通り一遍のことを見通して創ってきたのではなくて、必ずどこかでは支援されるという側面を主体的に担ってきていただいていると私は理解しております。

県警支援室などに連絡がいつでも、支援センターと連絡を取りながら対応してきたという経験もあると思います。令和6年度に主管課が県に変わっているので、本庁の方でもその辺上手に連絡を取りながらやっていただくと、県警支援室も支援センターも様々な経験の積み重ねがたくさんあるため、支援に生きてくると思っておりますのでよろしくお願いします。

その他、御意見等がないようであれば、進行はこの辺にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○事務局

最後に、事務局からの連絡でございます。次回の審議会につきましては、来年4月以降に事務局より日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、宮城県犯罪被害者等支援審議会の一切を終了いたします。ありがとうございます。

さいました。